

第129号

NPO法人建築Gメンの会
 〒142-0052
 東京都品川区東中延1-4-17-202
 発行責任者：理事長大川照夫
 TEL 03-6426-1350
 FAX 03-6426-1351
 E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp
 Homepage URL
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 二〇一四年
年頭のごあいさつ……………1
- 会員寄稿
「吊り天井は
何故落ちるのか」……………2
- 事務局からのお知らせ……………4

二〇一四年 年頭のごあいさつ

文責 理事長 大川 照夫



理事長 大川照夫

新年明けましておめでとうござ
 います。皆様方には、ご健勝で新年
 をお迎えになられたことと存じ、お
 慶び申し上げます。

1995年の阪神淡路大震災の痛ましい
 災害の記憶も鮮明な頃、建築確認・
 審査業務の民営化や品確法の成立
 の流れの中、住宅の欠陥問題に悩む
 消費者が絶えないことを背景に、200
 0年3月、建築技術者を中心とした、
 当建築Gメンの会は発足しました。
 以来、「わが国から欠陥建築をなく
 し、欠陥建築で悩む人を救うこと」
 を目的として活動を続けてきてお

りますが、この間、姉歯事件(耐震
 強度偽装問題)をはじめとした建築
 生産に関わる問題が頻発しました。
 建築確認審査制度の改正や住宅瑕
 疵保険制度の成立など、建築生産に
 関わる制度の整備もなされてはき
 ています。

しかしながら、住宅の欠陥問題で
 悩む消費者からの相談は絶えるこ
 とが無いのが実情です。相談を寄せ
 る消費者の中には、当会の存在をも
 知らず、有効な対抗策を見いだせな
 いまま、供給者側との闘いに疲弊し
 てしまったことを訴える方々も存
 在しています。会の存在に関する宣
 伝の一層の必要性を感じるところ
 です。

数年来の課題でありましたホー
 ムページの改編につきまして、具
 体的な作業を進めていて、間もなく
 新しいホームページをお披露目で
 きる予定です。この件に関しては、
 会員の皆様に資金カンパを募りま
 したところ多くの志を寄せて頂き
 ました。改めて御礼申し上げます。
 当建築Gメンの会は、わが国から
 欠陥建築をなくし、欠陥建築で悩む
 人を救うことを目的として掲げ、講

演会や相談会を開催して、いかにし
 て欠陥のない安心して暮らせる家
 を確保すべきかを消費者に伝え、又、
 消費者の求めに応じ、家づくりの相
 談に乗り、確実な施工ができるよう
 検査(第三者検査)をし、すでに完
 成した建物の問題点(欠陥)を調べ、
 問題の本質を明らかにした上で対
 処法について提言をするといった
 活動を続けてきています。よりよい
 住まいを求める消費者の強い味方
 であり続けることを信念として、更
 なる研鑽を重ね、活動を続けてまい
 りたいと考えます。また、私達の活
 動をより多くの方に知っていただ
 くことの重要性を意識して、当会の
 活動に関する情報発信も併せて積
 極的に実施したいと考えます。
 会員の皆様の奮闘をお祈り申し
 上げる次第です。
 本年もどうぞよろしくお願ひ申
 し上げます。



会員寄稿

「吊り天井は 何故落ちるのか」

文責 理事 鈴木幸司

大規模施設の天井をめぐっては、これまで複数回にわたり国土交通省住宅局建築指導課が全国の都道府県などにガイドラインや改善策を示してきた。

2001年3月24日に発生した芸予地震(M6.7)では、体育館等の大空間建築物において天井が落下、同年6月に天井の落下防止策を記した「芸予地震被害調査報告の送付について(技術的助言)」を都道府県などに通知。

2003年9月26日に発生した十勝沖地震(M8.0)では、空港ターミナルビル等の天井が崩落するなど被害が発生。同年10月に「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について(技術的助言)」を通知。

2005年8月16日、宮城県沖地震(M7.2)で宮城県仙台市のスポーツ施設「スポパーク松森」の屋内プールの



スポパーク松森

天井が落下、多数の負傷者を出した。その時は事故発生から3日後に、500㎡以上の空間面積を有する体育館、屋内プール、劇場、ホール、空港などのターミナル、展示場等の「つり天井」について、調査と改善指導を求める「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について」とする通知を出している。

2008年1月6日、愛知県豊田市の豊田スタジアム地下2階の屋内プールで天井材の一部が落下。プールの営業開始時刻である午前9時の約5分前に発生したため、死傷者は出なかったが、翌年2月20日、施工

者が瑕疵担保責任を認め、337万6865円を支払うことで和解が成立。(和解金には天井の現状復旧費用、事故原因の調査費用、天井材の撤去費用が含まれる)

そして2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震(M9.0)が発生。東京都九段会館の1階の大ホールの天井が崩落し、当時会場で卒業式を行っていた都内の専門学校関係者2名が死亡。遺族らは、適切な耐震措置を怠ったとして、管理責任者らを告訴。その後警視庁は、専門家から話を聞くなどして捜査を続けたが、「九段会館の天井は、つり天井

の構造で、当時は耐震基準がなかった。うえ地震の規模が大きく、事故を見守ることはできなかった」として、2013年11月8日、立件を見送った。(遺族が根拠としたのは「屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならぬ」とした建築基準法施行令第三十九条)

2011年11月、埼玉県飯能市内のフィットネスクラブで屋内プールのつり天井のパネルが長さ25m、幅10mにわたって落下。

2012年3月14日、川崎市にあるスポーツクラブ「ティップネス宮崎台店」で屋内プールの吊り天井が落下し、プールサイドにいた小学生2人が顔に擦り傷などの軽傷を負った。1枚のパネルの大きさは縦24cm、横60cm、厚さ1cm程度。数百枚のパネルが30秒間ほどかけて、長さ19m、幅2.7mの範囲にわたって次々と落ちた。(プールでは当時、水泳教室が開かれていた)

そして日本建築学会は2013年3月4日「天井等の非構造部材の落下事故防止ガイドライン」を発表し注意を喚起したが、その後も吊り天井の崩落は続く。

最も記憶に新しいのは2013年7月14日の静岡県営富士水泳場の天井崩落事故。



(写真は県営富士水泳場)

これは7月15日早朝に出勤した清掃員が、屋内水泳場の高さ25mの吊り天井が、幅5m、長さ60mにわたって崩落しているのを発見したというもの。富士水泳場は2002年竣工のため、瑕疵担保期間は過ぎていたのかもしれない。しかし、欠陥建築に関する最高裁判決(2007年7月6日)には

『建物の建築に携わる設計者、施

工者及び工事監理者(以下、併せて「設計・施工者等」という)は、建物の建築に当たり、契約関係のない居住者等に対する関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないよう配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工者等がこの義務を怠ったために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を買

受けていたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである』
つまり「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵がある」場合、「不法行為による賠償責任を負う」ことが判例として示されたことになる。この判決は次のようにも言う。

『建物は、これらの建物利用者や

隣人、通行人等の生命、身体又は財産を危険にさらすことがないような安全性を備えていなければならない。このような安全性は、建物としての基本的な安全性というべきである』

建築基準法は「国民の生命財産を守るための最低限の基準」を定めたものであり、かつてその限度を問われ、国土交通大臣は「震度6弱の地震まで大丈夫」と答弁している。

静岡県教育委員会は「地震力のよいうな大きな外力が加わった」ことにより、天井板の留め具が外れたことが原因だとしてきたが、富士市内で震度6強の地震は起きていない。であるにもかかわらず今回25m上空から乗用車2台分(約5トン)の重量物が落ちてきた富士水泳場は「建物が本来持つべき基本的な安全性を有している」とは言えない。何らかの瑕疵があると考えるのが妥当ではないだろうか。

特に気になるのはこの真っ直ぐな破断面。「いも(縦方向に2段以上連続した)継ぎ」だろうか?



だとすると単純に施工不良だが、でも何故、ここで落下が止まったのだろうか。落ちた部分と落ちなかった部分の違いは何か?



(点線から上がB部、下がA部)

2013年11月6日に国土交通省は「富士水泳場屋内天井材の落下事故原因の調査報告」を発表した。その結論は「今回脱落した天井は一般的な在来工法による天井であり、脱落した部材に顕著な劣化は認められなかった。富士水泳場で発生した天井の脱落につながる損傷は、これまでの地震によって生じた可能性がある」と考えられる」というもの。

そしてその報告書の中に「気になる文章」を見つけたので引用する。「今回脱落した天井は、このうち競泳用プールの上部にある在来工法による天井である。在来工法による天井部分は、下地材の配置の仕方によって2種類に分けられる。プール上部で勾配が急となる西側などの部分(以下A部)は勾配方向に野縁受け、その直行方向に野縁が配置されており、プール上部で勾配が緩やかとなる部分(以下B部)での下地材はA部と逆、つまり、勾配方向と直交方向に野縁受け、勾配方向に野縁が配置されている」

今回の崩落は、野縁受けは天井に残っており野縁と天井材が落下した事故である。つまり、野縁受けと

野縁をつなぐクリップが外れて「B部」が雪崩的に崩壊したが、「A部」でその落下は止まったということだ。破断面が真っ直ぐな理由はそれだったのだ。

何故ここで施工方法を変えたのか？

何故落ちなかったA部と同じ方法で施工しなかったのか？

：このあたりに事故原因のヒントがあるはずだ。今後の動きに注目したい。



事務局からのお知らせ

□業務完了後アンケートから

事務局では、調査業務完了後にご依頼いただいた方へアンケートのご協力をお願いしています。ご回答を頂いた中から一部をご紹介します。

「中古マンションを購入(業者が前住人から買取り、リフォーム済みのものを購入)。壁クロスに染み等があるので雨漏りではないかと売主業者に伝えたが、結露だから対応しないと言われたため、現場を見て判断して欲しい」という業務をご依頼の方からのご回答

連絡させて頂いてからの迅速な対応、とても助かりました。また、判断も早く、短時間で問題がわかり有難かったです。世の中いろいろ加減な人が多いので、こういう活動で欠陥住宅の問題が解決していくのは、困っている人達にとってはとても有難い存在だと思います。(東京都在住の方から)

※建築Gメンのコメント

「調査の結果、原因は外壁ひび割れからの雨漏りであることが判明。」

く編集後記く

会報作成作業にご協力いただいた会員の皆様がおられましたら、事務局までご連絡ください。(T&N)

一緒に活動しませんか！

●会員の種類	●年会費
正会員	24,000円
消費者正会員	12,000円
一般会員	6,000円
団体一般会員	48,000円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。事務局までご連絡ください。



会員の種類：

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の4種あります。「義務と権利」、「会費」が異なります。

▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成のために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務への対応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。もちろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いという方向けのものです。会社など団体に登録される場合は「団体一般会員」となりますが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体一般会員であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。